

研究結果報告書

食品安全行政の法的統制
－行政過程論の視点から－

所属： 江西財經大学 法学部
役職： 副教授
氏名： 江 利紅

食品安全行政は、食品の供給に関する一連の行程の各段階における安全性の確保を通じ国民の生命および健康の保護を図ることである。食品安全の確保という食品安全行政の目的を達成するために、厚生労働省・地方厚生局・農林水産省・食品安全委員会・食品衛生審議会・都道府県・検疫所・保健所・登録検査機関・地方厚生局などの機関は、それぞれにリスク管理・リスク評価・各基準の設定・販売禁止・添加物の承認・販売禁止・設置許可・営業許可・検査・監視指導・手数料の徴収などの様々な行為形式を行う。これらの行為形式は、連続的に行われ、全体としての食品安全に関する行政過程となる。しかし、伝統的行政法学理論は、行政行為という概念を中心として、現実の食品安全行政過程を個々の行政行為に分解して考察した上で「法律による行政」の原理に基づき、各行政行為があらかじめ制定された法律にしたがって行われなければならないことを要求してきた。この理論に基づく行政の法的統制は、現実の食品安全行政過程で用いられる個々の行政行為の侵害性に着目し、行政行為の要件や効果に対する実体法的統制を行うという方式で行われてきたが、行政行為以外の行為形式の法律適合性および各行為間の関連性を無視している。これに対して、本研究では、行政過程論を活用し、食品安全行政過程の実態を全面的・動的に考察した上で、現実の食品安全行政過程を一定の段階にわけて、それぞれの段階における各行為形式の法的性質、法的特徴、法的仕組みなどを明らかにするとともに、各行為形式、各行為形式の内部的過程および全体としての行政過程を法的統制の対象（全面的統制）として、実定法を基準とするほかに、憲法原理、法の一般原則、行政目的、行政の行為形式の性質、当該行為と関連している他の行為形式をも勘案して（実質的統制）、各行為形式間の関連に着目して動的に統制（動的統制）しなければならないとされる。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

江利紅「食品安全行政過程の実態とその法的仕組み——行政過程論の視点から」『Evaluation』2014年4号(予定)

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)